

産業標準案の作成及び審議について

産業標準案（以下、JIS 案という。）につきまして、所定の作成審議経過を経て、下記のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていること事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 14 条第 1 項（又は第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項）の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

記

・ JIS 案

規格番号	規格名称	制定等の別	資料番号
C60721-3-0	環境条件の分類－第 3－0 部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－通則	改正	資料 3
C60721-3-1	環境条件の分類－第 3－1 部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件	改正	資料 4
C61326-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置－電磁両立性（EMC）要求事項－第 1 部：一般要求事項	改正	資料 5
C61326-2-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置－電磁両立性要求事項－第 2－1 部：個別要求事項－EMC 防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	改正	資料 6
B3551	プログラマブル表示器－用語	廃止	資料 7
C4431	パワーエレクトロニクス装置－電磁両立性（EMC）要求事項及び試験方法	廃止	資料 8

以上